

武蔵村山市いじめの防止に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等の対策について基本理念を定め、武蔵村山市（以下「市」という。）、武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

3 この条例において「学校」とは、武蔵村山市立学校設置条例（昭和39年条例第6号）第2条に規定する市立学校をいう。

4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の児童等を現に監護する者をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守るとともに、児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、委員会、地域住民、家庭その他の関係者及び関係機関の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、都並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(武蔵村山市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を武蔵村山市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

(武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会)

第10条 市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、委員会、学校、児童相談所、警察その他の関係者により構成される武蔵村山市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条及び次条第1項において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 市又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項
 - (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
 - (3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
- 3 第1項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会)

第11条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、委員会の附属機関として、武蔵村山市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
- 3 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、委員会に意見を述べることができる。
- 4 対策委員会は、学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を委員会に報告するものとする。
- 5 対策委員会は、学識経験を有する者、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等のうちから、委員会が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 前2項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(武蔵村山市いじめ問題調査委員会)

第12条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、武蔵村山市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条第1項に規定する調査の結果について、法第30条第2項に規定する調査（以下この条において「再調査」という。）を行う。
- 3 委員会、学校その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 4 調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で、対策委員会委員以外のものうちから、市長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、市長が委嘱又は任命したときから、再調査が終了するときまでとする。

- 6 市長は、調査委員会を設置したときは、その旨及び第2項の再調査の結果を武蔵村山市議会に報告しなければならない。
- 7 第4項及び第5項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。